

反社会的勢力対策規程

(目的)

- 第1条 この規程は、サードウェーブグループ各社（以下、「当会社」という。）において反社会的勢力による民事介入暴力（以下、「民暴」という。）が発生した場合の対応を目的として定める。
- 2 本規程における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団構成員、暴力団構成員でなくなった時から5年間を経過しない者、暴力団関係企業若しくはその関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、共生者、いわゆる準暴力団（いわゆる「半グレ」）その他これらに準ずる者をいうものとする。

(基本方針)

- 第2条 当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない。

(責任者)

- 第3条 民暴にかかるトラブルの担当責任者は、株式会社サードウェーブ総務部（以下、「総務部」という。）部門長（以下、「総務部長」という。）とする。総務部長に事故があるときは、総務部法務担当がこれにあたる。

(受付の対応)

- 第4条 反社会的勢力の関係者と思われる者が来社したときは、受付係は、本人に次の事項を聞き、総務部長に連絡する。

- (1) 氏名
(2) 所属団体、組織
- 2 来訪者が反社会的勢力関係者である疑いがある場合、受付係はその場で面談を行わず、直ちに総務部に連絡し、面談実施の可否について指示を仰ぐものとする。

(応対)

- 第5条 総務部長が反社会的勢力の関係者と思われる者と面談するときは、必ず、総務部に所属する従業員を同席させ、かつ最初に次の事項を確認する。

- (1) 氏名
(2) 所属団体、組織
(3) 住所、電話番号
- 2 同席する総務部所属の従業員は、総務部長と反社会的勢力の関係者と思われる者との会話の内容を正確に記録するものとする。
- 3 総務部長は、反社会的勢力の関係者と思われる者に、金銭その他の経済的利益の提供を約束する発言を絶対にしてはならない。
- 4 面談中は、可能な限り録音・録画を行い、記録を保存する。ただし、相手の了解が得られない場合でも、法令に反しない範囲で実施することができる。

(届出)

- 第6条 反社会的勢力の関係者と思われる者から不适当に金銭その他の経済的利益を要求されたときは、直ちに警察に届け出る。
- 2 従業員が反社会的勢力の関係者と思われる者から暴行を受けたときは、直ちに警察に届け出る。
 - 3 前二項の届出は、総務部長が自己の判断により行うものとする。
 - 4 警察への届出に加え、必要に応じて都道府県暴力団排除条例に基づく通報、ならびに弁護士や公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の関係機関への相談も行う。

(捜査協力)

- 第7条 当会社は、警察による捜査に全面的に協力する。
- 2 警察との連絡責任者は、総務部長とする。

(第三者の仲介)

- 第8条 当会社は、いかなる場合においても、民暴トラブルの解決について、第三者に仲介、斡旋等を依頼しない。
- 2 当会社は、第三者が民暴トラブルの解決について、仲介、斡旋等を申し出ても、これに応じない。

(仮処分の申請)

- 第9条 反社会的勢力の関係者が執拗に面会を強求するときは、裁判所に対し、面会禁止の仮処分命令を申請する。
- 2 反社会的勢力の関係者が執拗に電話をかけるときは、裁判所に対し、電話禁止の仮処分命令を申請する。
 - 3 反社会的勢力の関係者が執拗に街宣車による街宣を行うときは、裁判所に対し、業務妨害禁止の仮処分命令を申請する。

(報道機関への対応)

- 第10条 民暴トラブルについて、報道機関から取材の申入れがあったときは、警察の捜査に支障を与えることなく、かつ、当会社の信用と名誉を損なわない範囲において、これに応じる。
- 2 報道機関の取材については、広報室が対応する。
 - 3 広報室部長以外の者は、会社の許可を得ることなく、報道機関の取材に応じてはならない。
 - 4 報道機関およびSNS等における情報発信は、会社の信用保持と社員の安全確保の観点から、広報部門の事前承認を要するものとし、個人による対応・発信は厳に慎むものとする。

(取引先等への説明)

- 第11条 民暴トラブルが発生したときは、当会社は必要に応じ、取引先等の関係先に対し、トラブルの経緯と当会社の方針を説明し、理解と協力を求める。

附 則

この規程は 2013 年 3 月 1 日から施行する。

改定 : 2025 年 9 月 1 日